

厚生労働省
群馬労働局発表
令和元年8月30日

【照会先】
群馬労働局労働基準部健康安全課
課長 大村悦男
主任労働衛生専門官 瀬下満
労働基準監督官 杉本彩矢香
(電話) 027-896-4736

令和元年度 全国労働衛生週間の実施について

～「健康づくりは 人づくり みんなでつくる 健康職場」をスローガンに展開～

全国労働衛生週間（本週間10月1日～7日、準備期間9月1日～30日）は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高めるとともに、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することなどを目的に昭和25年から毎年実施しているもので、今年で70回目になります。

今年度は、「健康づくりは 人づくり みんなでつくる 健康職場」をスローガンに展開します。

I 各職場における実施事項（資料1参照）

1 本週間（10月1日～7日）

事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視、労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示、労働衛生に関する優良職場・功績者等の表彰、事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施等

2 準備期間（9月1日～30日）

過重労働による健康障害の防止対策、メンタルヘルス対策、化学物質・石綿による健康障害の防止対策、受動喫煙対策、治療と仕事の両立支援対策、熱中症予防対策等の総点検

II 労働基準監督署における対応

県内7労働基準監督署において、準備期間となる9月に以下の取組みを行います。

1 全国労働衛生週間説明会の開催

全国労働衛生週間説明会を開催し（資料2参照）、群馬労働局長からの呼びかけ（資料3参照）及び各企業が取り組むべき事項等について説明し、自主的な取組の徹底を図ります。

2 職場の健康診断実施強化月間設定、集団・個別指導等の実施

9月を、職場の健康診断実施強化月間とし、定期健康診断及び事後措置等の実施徹底のため重点的な指導、周知等に取り組めます（資料4参照）。

3 熱中症予防対策の徹底

引き続き「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を強力に推進します。

第70回 全国労働衛生週間

令和元年10月1日(火)～7日(月)[準備期間:9月1日～30日]

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など『労働衛生』に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的として、毎年実施しており、今年で70回目になります。各職場においては下記のような様々な取組を展開し、誰もが安心して健康に働ける職場づくりへのご協力をお願いします。

〈スローガン〉

健康づくりは 人づくり みんなでつくる 健康職場

全国労働衛生週間（10月1日～7日） に実施する事項

- ・事業者または総括安全衛生管理者による職場巡視
- ・労働衛生旗の掲揚およびスローガンなどの掲示
- ・労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
- ・有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
- ・労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施

準備期間（9月1日～30日） に実施する事項

重点事項 ※ 詳細は下表をご覧ください

- ・過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進
- ・労働者の心身の健康の保持増進のための指針などに基づくメンタルヘルス対策の推進
- ・化学物質による健康障害防止対策に関する事項
- ・石綿による健康障害防止対策に関する事項
- ・受動喫煙防止対策に関する事項
- ・治療と仕事の両立支援対策の推進に関する事項
- ・その他の重点事項

準備期間に実施する事項(1. 重点事項) (抜粋)

過重労働による健康障害防止	①時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進および労働時間などの設定の改善によるワーク・ライフ・バランスの推進 ②事業者によるワーク・ライフ・バランスの推進や過重労働対策を積極的に推進する旨の表明 ③改正労働安全衛生法（平成31年4月1日施行）に基づく、労働時間の状況の把握や長時間労働者に対する医師の面接指導などの実施の徹底 ④健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取および事後措置の徹底 ほか
メンタルヘルス対策	①事業者によるメンタルヘルスカを積極的に推進する旨の表明 ②衛生委員会などの調査審議を踏まえた「心の健康づくり計画」の策定、実施状況の評価および改善 ③4つのメンタルヘルスカ（セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフなどによるケア、事業場外資源によるケア）の推進に関する教育研修・情報提供 ④労働者が産業医や産業保健スタッフに直接相談できる仕組みなど、労働者が安心して健康相談を受けられる環境整備 ⑤ストレスチェック制度の適切な実施、ストレスチェック結果の集団分析およびこれを活用した職場環境改善の取組 ほか
化学物質による健康障害防止対策	①製造者・流通業者が化学物質を含む製剤などを出荷する際のラベル表示・安全データシート（SDS）交付の状況の確認 ②SDSにより把握した危険有害性についてリスクアセスメントの実施とその結果に基づくリスク低減対策の推進 ③ラベルやSDSの内容やリスクアセスメントの結果について労働者に対する教育の推進 ほか
石綿による健康障害防止対策	①吹付石綿などが損傷、劣化し、労働者が石綿などにばく露するおそれがある建築物などにおける吹付石綿、保温材などの除去、封じ込めなどの徹底（貸与建築物などの場合において貸与者などに措置の実施を確認し、または求めることを含む。） ②石綿にばく露するおそれがある建築物などにおいて労働者を設備の点検、補修などの作業などで臨時で就業させる業務での労働者の石綿ばく露防止 ほか
受動喫煙防止対策	①「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」に基づく必要な対策の実施 ②支援制度（専門家による技術的な相談支援、喫煙室の設置等に係る測定機器の貸出し、喫煙室の設置等に係る費用の助成）の効果的な活用
治療と仕事の両立支援	①事業者による基本方針などの表明と労働者への周知 ②研修などによる両立支援に関する意識啓発 ③相談窓口などの明確化 ④両立支援に活用できる休暇・勤務制度や社内体制の整備 ⑤治療と仕事の両立を支援するための制度導入などに関する助成金、産業保健総合支援センターによる支援の活用
その他	①職場における腰痛予防対策指針による腰痛の予防対策の推進 ②「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」に基づく熱中症予防対策の徹底 ③事務所や作業場における清潔保持

2. 労働衛生3管理の推進など

3. 作業の特性に応じた事項

4. 東日本大震災及び平成28年熊本地震に関連する労働衛生対策の推進

主 唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会

協 賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

主な取組事項については、以下の支援体制をご活用ください。

産業保健総合支援



産業保健総合支援センターでは、職場のメンタルヘルス対策や「治療と仕事の両立支援」などの産業保健活動を支援するため、企業への訪問指導や相談対応、研修などを実施しています。また、地域窓口（地域産業保健センター）では、小規模事業場を対象に、医師による健康相談などを実施しています。

<https://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx>



ストレスチェックの実施や職場環境の改善、心の健康づくり計画の作成、小規模事業場の産業医活動などに対して、事業主に費用の助成を行っています



<https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/tabid/1389/Default.aspx>

産業保健総合支援センター

検索

産業保健関係助成金

検索

治療と仕事の両立支援



治療と仕事の両立支援

ガイドラインや関連通達、助成金等を紹介しています。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000115267.html>



「治療と仕事の両立支援ナビ」では企業の取組事例、各地で開催するシンポジウムやセミナー等を紹介しています。

<https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp>



治療と仕事の両立

検索

化学物質管理



「ラベルでアクション」をキャッチフレーズに、危険有害性に応じたリスクアセスメントを着実に実施していただくための情報を提供しています。

http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/kagaku_index.html



職場のおんぜんサイト 化学物質

検索

腰痛予防対策



陸上貨物運送・社会福祉・保健衛生業を対象とした腰痛予防対策の講習会（無料）を実施しています。

（腰痛予防対策講習会申込HP↓）

<https://seminar.tairapromote.co.jp/yotsu-yobo>



腰痛予防対策講習会

検索

メンタルヘルス対策



メンタルヘルスに関する、法令・通達・マニュアルを掲載しているほか、「ストレスチェック実施プログラム（無料）」が利用できます。

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei12/>



働く人のメンタルヘルスポータルサイト「こころの耳」では、メール・電話相談窓口を設置しているほか、職場復帰支援の取組事例などを紹介しています。

<http://kokoro.mhlw.go.jp/>



メンタルヘルス対策・過重労働対策

検索

こころの耳

検索

受動喫煙防止対策



受動喫煙のない社会を！

職場の受動喫煙防止に取り組む事業者を支援します。

（職場における受動喫煙防止対策について↓）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html

【受動喫煙防止に関する各種支援事業】

- ・受動喫煙防止対策補助金
- ・受動喫煙防止対策に関する相談事業
- ・たばこ煙濃度など測定のための機器の貸し出し



職場 受動喫煙

検索

働き方改革



働く方の置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現することを目的に、長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の実現などのための措置を講じます

（働き方・休み方改善ポータルサイト↓）

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/>

- ・企業の働き方改革の取組を知りたい
- ・制度、支援策を知りたい
- ・企業の「ゆう活」の取組事例を知りたい
- ・仕事の進め方などの課題別の対策を知りたい



（働き方改革特設サイト↓）

<https://www.mhlw.go.jp/hatarakikata/>

- ・働き方改革関連法とは？（労働時間の上限規制、年次有給休暇の時季指定など）
- ・助成金のご案内



働き方休み方改革

検索

働き方改革特設

検索

令和元年度 全国労働衛生週間説明会日程表

開催地区	署別	月 日	時 間	場 所
高崎地区衛生週間説明会	高崎	9月11日	13:30	高崎市産業創造館
下仁田地区衛生週間説明会	高崎	9月13日	15:30	神戸建設
安中地区衛生週間説明会	高崎	9月19日	16:00	並木苑
松井田地区衛生週間説明会	高崎	9月25日	15:00	安中市役所松井田支所
富岡地区衛生週間説明会	高崎	9月20日	15:00	ヴァンヴェール
前橋地区衛生週間説明会	前橋	9月4日	13:30	ベイシア文化ホール会議室
伊勢崎地区衛生週間説明会	前橋	9月9日	13:30	伊勢崎商工会議所
渋川地区衛生週間説明会	前橋	9月19日	13:30	ホワイトパーク
桐生地区衛生週間説明会	桐生	9月19日	14:00	桐生市職業訓練センター
太田地区衛生週間説明会	太田	9月12日	13:30	ティアラグリーンパレス
大泉地区衛生週間説明会	太田	9月10日	13:30	大泉町文化むら
館林地区衛生週間説明会	太田	9月13日	13:30	ジョイハウス
利根沼田地区衛生週間説明会	沼田	9月6日	14:00	利根沼田文化会館
藤岡地区衛生週間説明会	藤岡	9月12日	13:30	藤岡商工会議所
吾妻地区衛生週間説明会	中之条	9月3日	14:00	バイテック文化ホール

令和元年度全国労働衛生週間を迎えるにあたって

～群馬労働局長メッセージ～

本年も10月1日から10月7日まで「全国労働衛生週間」が実施されます。

群馬労働局では「全国労働衛生週間」及び、これに先立つ9月1日から9月30日までの準備期間中に、県民の労働衛生に関する意識の高揚を図るとともに、事業場における自主的な労働衛生管理活動を促進するため「全国労働衛生週間」趣旨説明会の開催、健康診断、作業環境測定の実施について周知活動など、労働者の健康確保を目的とした各種の取組みを実施します。

群馬労働局管内の事業場における職場の定期健康診断結果をみると、平成30年の有所見率（57.1%）は6年連続で全国平均を上回っている状況です。

今後、労働者の高年齢化が進む中で、健康診断の結果、何らかの所見を有する労働者の割合が更に増加することが懸念されるところです。

業務上疾病の発生状況を見ると、平成30年は熱中症の増加等により160人と前年より56人増加し、腰痛などの負傷に起因する疾病は、業務上疾病のうち約60%を占めている状況にあります。

また、近年は仕事や職業生活に不安や悩み、ストレスを感じている労働者も高い割合を示しており、精神障害等を発症させないため医師等による面接指導や産業医・産業保健スタッフによる健康相談を労働者が安心して受けられる環境整備と、『『過労死等ゼロ』緊急対策』に沿ったメンタルヘルス対策の取組みを推進する必要があります。

さらに、労働者の3人に1人が何らかの疾病を抱えながら働いていることから、治療をしながら仕事を継続することができる「治療と仕事の両立支援」の取組みを推進する必要があります。

化学物質対策については、健康障害を防止するため、ラベル表示と安全データシート（SDS）の入手・交付の徹底を図るとともに、リスクアセスメントの確実な実施に取組む必要があります。

群馬労働局といたしましては、2年目を迎えた「第13次労働災害防止計画に基づく群馬労働局推進計画」に基づき、労働災害防止団体等関係団体と密接に連携し、これらの労働衛生対策を一層推進することとしています。

各事業場の皆様におかれましても、本週間を契機として、労働衛生意識の高揚とさらなる労働衛生管理活動の推進に取り組まれますよう、よろしく願いいたします。

群馬労働局長 田窪丈明

「職場の健康診断実施強化月間」の取組について

○ 取組の趣旨

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）に基づく定期健康診断等については、統計調査の結果等をみると、小規模事業場においては実施率がいまだ低調であり、また、健康診断の結果についての医師の意見聴取及びその意見を勘案した就業上の措置（以下「事後措置等」という。）の実施率が非常に低調であること等を踏まえ、法に基づく健康診断及び事後措置等の実施を改めて徹底するため、平成 25 年度より全国労働衛生週間準備月間である毎年 9 月を「職場の健康診断実施強化月間」（以下「強化月間」という。）と位置付け、集中的・重点的な指導を行なう。

○ 取組期間

令和元年 9 月 1 日から 9 月 30 日（全国労働衛生週間準備期間）

○ 取組の内容

1 事業場に対する集団指導、個別指導等について

(1) 対象事業場

ア 強化月間中に実施を予定している安全衛生関係に係る全ての集団指導の対象事業場

イ 強化月間中に実施を予定している全ての個別指導の対象事業場

(2) 指導等の重点事項

指導等に当たっては、以下の事項を重点的に行う。

ア 健康診断及び事後措置等の実施の徹底

イ 健康診断結果の記録の保存の徹底

ウ 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施

エ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）に基づく医療保険者が行う特定健康診査・保健指導との連携

オ 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用

カ 定期健康診断等における診断項目の取扱い等についての周知

キ 特定健康診査等の実施に関する協力依頼について等の周知